

国不参第94号
国住参マ第281号
国自物第701号
令和7年3月27日

(公財) マンション管理センター
(一社) マンション管理業協会
(一社) 日本マンション管理士会連合会
(特非) 全国マンション管理組合連合会 御中

国 土 交 通 省
不動産・建設経済局参事官(不動産管理業)
住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)
物流・自動車局物流政策課長

マンションにおける置き配の普及促進に向けた取組のポイントについて
(周知)

平素より国土交通行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の物流については、物流産業を魅力ある職場とするため、令和6年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用される一方、人手不足の中で、何も対策を講じなければ物流の停滞が生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。これは、喫緊の課題であると同時に、年々深刻化していく構造的な問題であり、継続的に対応していく必要があります。

こうした中、「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)では、政府一体となって、マンションにおける置き配が進む取組等を推進することとされました。

また、令和7年4月1日から施行される物資の流通の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第33条第1項の規定に基づき定められた「貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」(令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号)においても、国は、マンション等における置き配の取組を推進し、多様な受取方法の普及を図る必要があるとされております。

これらを踏まえ、マンションにおける置き配の普及促進に向けた取組のポイントについて、下記のとおり周知しますので、貴団体におかれましては、貴団体に所属する各団体に対しても周知をよろしくお願いいたします。

なお、本通知の内容につきましては、消防庁予防課とも調整済みであることを申し添えます。

記

○ マンションで置き配に関する使用細則を定める際のポイントについて

国土交通省では、トラブルなく置き配を実施しているマンションの使用細則等を分析し、別添1の「置き配に関する使用細則を定める際のポイント」（令和6年6月7日住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）。以下「ポイント」という。）をとりまとめて公表しておりますので、適宜ご参照ください。

なお、本ポイントには、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置を禁止している旨記載しております。当該規定の適否については、個別の廊下、階段等の幅や形状等に応じて判断することとなりますが、例えば別添2のように、宅配物などで避難の支障とならない少量又は小規模の私物を暫定的に置く場合は、当該規定に抵触するものではないと一般的に考えられます。

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
令和6年6月7日公表

- 置き配サービスを活用して宅配物を配達させることができる時間帯、宅配物及び宅配物を収納・保管するもの（以下「宅配物等」という。）を置くことが可能な場所等について具体的に定められていること。
 - 例) ●時～●時の間のみ置き配サービスを利用できることが可能、専有部分の玄関前のみ置くことが可能、通行や避難の妨げになる場所へ置くことを禁止、設備の破損が生じる恐れのある場所へ置くことを禁止 など
- 宅配物等を所定の場所に留め置くことができる期間等について具体的に定められていること。
 - 例) 配達日当日中まで留め置くことが可能、24時間以上放置することを禁止 など
- 置き配サービスを利用できない宅配物が具体的に定められていること。
 - 例) 衛生的に問題となるもの、臭気を発するもの、発火・引火・爆発等の危険性があるものの禁止 など
- 使用細則に定めるルールに違反する場合の対応について具体的に定められていること。
 - 例) 管理組合は違反する宅配物等を確認した場合は、置き配による宅配サービスを依頼した者へ引き取りまたは是正対応を求めることができ、その求めに応じない場合は宅配物等を移動等することができる など
- 置き配サービスの依頼及び宅配物等の管理に関する責任の所在が定められていること。
 - 例) 区分所有者等は、置き配サービスの依頼及び宅配物等の管理を自らの責任で行うものとし、管理組合やマンション管理業者は、一切の責任を負わない など
- なお、消防法に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置を禁止していること。

- 消防法(昭和23年法律第186号)に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置は禁止されている。
- 当該規定の適否については、個別の廊下、階段等の幅や形状等に応じて判断することになるが、例えば以下のように、宅配物などで避難の支障とならない少量又は小規模の私物を暫定的に置く場合は、当該規定に抵触するものではないと一般的に考えられる。

